

『キッチンとできる！小さい会社の総務・労務・経理』（3653）正誤表

TAC 出版

日頃より弊社書籍をご利用くださいますありがとうございます。

上記書籍において誤植がありましたので、本書は下記をご確認の上、訂正してお使いいただきますようお願い申し上げます。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

ページ数	箇所	誤	正
17 ページ	側注の下から 2 行目	各従業員の名詞情	各従業員の名詞 情報
49 ページ	3 行目～4 行目	また コンピュータ化された一部の登記所 では、他の管轄の法人の 謄本 を取得することも可能となっています。	（一般的に「登記簿謄本」と呼ばれている「 履歴事項全部証明書 」の交付申請はどの登記所でもできます）
49 ページ	9 行目～13 行目	印鑑証明書は、本店所在地を（中略）代表者に限られます。	印鑑証明書は、その会社の 代表者、およびその代理人 が交付申請をすることができます。また、登記所であれば どの登記所でも取得 できます。
49 ページ	下から 2 行目～	総務の担当者 が代表者に代わって請求する場合は、これに加え 委任状が必要 となります。	代理人 が交付申請をする場合は、 氏名・住所の記入が必要 となりますが、 委任状は必要ありません 。
54 ページ	下の表の「一般の契約書」中	「記載金額 100 万円 以下→印紙税額 400 円」「 50 万円 以下→1,000 円」という表記	「記載金額 50 万円 以下→印紙税額 400 円」「 100 万円 以下→1,000 円」が正しい表記です
63 ページ	9 行目～10 行目	1 週間の労働時間が 44 時間となっています	1 週間の労働時間の 上限 が 44 時間となっています。
70 ページ	下の表	「週所定労働日数が 1 日（年間 48～72 日）」で「継続勤務年数が 6.5 以上」の有給休暇付与日数「 7 」	「 3 」が正しい付与日数です
81 ページ	16 行目～17 行目	通常の割増率にプラスされる率の部分については、割増賃金の代わりに	通常の割増率にプラスされる率の部分については、 労使協定を結んだ場合 、割増賃金の代わりに
84 ページ	下の表の②「自転車通勤や自動車通勤」中	「6,500 円（※）」および「4,100 円（※）」	右記の 2 箇所は「※」で表される 補足説明の対象外 です
90 ページ	1 番目の表の「未締め当月 25 日支給」の「4 月 30 日」の行	「初回給与支給日」が「 4 月 25 日 」	「 5 月 25 日 」が正しい支給日です
95 ページ	表中「課税合計」の行の「1 月度給与」欄および「合計」欄	269,985	265,985
169 ページ	3 行目～4 行目	（つまり、給与が出ている場合には支給されません）	（ 傷病手当の規程より多い額 の給与が出ている場合には支給されません）
186 ページ	下の表の「会計期間」中の下から 1 行目	4 ヶ月ごとの四半期決算を行うこともある	3 ヶ月ごとの四半期決算を行うこともある
229 ページ	下から 2 行目	毎月、あるいは 4 ヶ月に 1 度、半期に 1 度の	毎月、あるいは 3 ヶ月に 1 度、半期に 1 度の

2010.9.27 作成